

第132号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。次項において「マンション建替え円滑化法」という。）第118条第1項第2号イ」を削り、同条第7項中「及びマンション建替え円滑化法第118条第1項第2号ロ」を削る。

別表中「今市団地」を「今市団地
川北天神団地」に改める。

附 則

この条例中第6条の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。